

告示

埼玉県告示第四百六十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十四年埼玉県告示第千五百五十九号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

別図のとおり（埼玉県行田市大字小針字埜通七百二番四の一部、七百三番六の一部、七百五十三番一の一部、七百五十四番三の一部、七百五十四番四の一部、七百五十五番一の一部、七百五十五番二の一部、七百六十二番一、七百六十二番二、七百六十三番一、七百六十三番二、七百六十四番一の一部、七百七十三番一の一部、七百七十四番一、七百七十四番二、七百七十五番一、七百七十五番二、七百八十二番一、七百八十二番二、七百八十二番三、七百八十二番四、七百八十二番五、七百八十三番一、七百八十三番二、七百八十四番一の一部、七百九十三番一の一部、七百九十三番二の一部、七百九十四番二、七百九十四番三、七百九十五番一、七百九十五番二の一部、八百九十三番三の一部、八百九十五番二の一部、八百九十五番三の一部、八百九十五番四の一部、八百四番一の一部、八百四番二の一部、八百十三番一の一部、八百四十四番一、八百四十四番二、八百二十三番一、八百二十三番二、八百二十四番一の一部、八百三十三番一の一部、八百三十三番二の一部、八百三十四番一、八百三十四番二、八百四十二番一、八百四十二番二、八百四十三番一の一部、八百五十二番一の一部、八百五十三番一、八百五十三番二、八百六十一番一、八百六十一番二、八百六十二番一の一部、八百七十番一の一部、八百七十一番一、八百七十一番二、八百七十八番一、八百七十八番二及び八百七十九番一の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置

汚染土壌の撤去

